

安土文芸の郷公園スポーツ施設

(あづちマリエート、文芸の郷練習場、文芸の郷グラウンド・テニスコート)の使用申し込みについて

【申込方法】

各種大会・催事の「申し込み」

※練習試合や講習会は対象外

★事前申請申込書は、近江八幡市関係団体の年間希望の調整後に随時受け付け審査します。(令和6年度分は令和6年2月14日より受付)
★原則として、事前申請は、使用希望月の3ヶ月前までにご提出いただいております。

①事前申請

○「使用事前申込書(兼)使用許可申請書」の提出

・各種大会、催事等の使用申込については、あづちマリエート事務局と内容や日程を協議調整の上、ご提出ください。提出は、正式な許可ではありませんのでご注意ください。後日、使用許可の通知をします
ので、その後使用料の納付により正式な許可となります。

※必ずしも、希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。

○「添付書類」の提出

・大会、催事等の内容、詳細がわかる書類及び予算書を添付してください。

主催、開催目的、使用人数等の詳細に分かる「開催要綱・プログラム等・予算書」を申込書と同時に提出してください。(提出資料は対象年度のものに限ります。)

大会においては参加者名簿またはオーダー表等も提出してください。(当日でも可)

◇手続きの流れ

使用事前申込書兼使用申込書の提出
添付資料の提出



回答書
の送付



指定期日までに使用料を納付(正式に許可となります)
※納付の際は、回答書を持参ください。

【注意】期限までに使用料の納付が無い場合は自動的にキャンセルとなります。

②通常申請

通常申し込みについて

○使用予定日の5日前(休館日に当たる場合は翌開館日)まで随時受け付けます。

○使用申込と使用料を添えて、お申し込みください。

○電話、メール、ファックスでの申し込みは、受付しておりません。窓口にお越しの上、書類を提出してください。